

つくば市会議の公開に関する指針及びつくば市情報公開条例 抜粋

■つくば市会議の公開に関する指針(平成19年1月策定)

この指針は、審議会等の会議を市民に公開するための基本的な事項を定め、市政における様々な施策の意思形成において、重要な役割を担っている審議会等の審議内容を明らかにすることによって、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする。

1 対象とする会議

ホームページに掲載して市民に開催の周知をする会議は、次の会議（以下「審議会等」という。）とする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の会議
- (2) 市の事務について、研究等を行うため設置された懇談会、懇話会、研究会、委員会等の会議（執行機関内部の会議を除く。）

3 公開・非公開の基準

会議は、その内容によって公開、非公開又は公開・非公開を当日決定（以下「当日決定」という。）に区分する。

(1) 公開の会議

- ア 条例等（審議会等の設置の根拠となった条例等をいう。以下同じ。）で公開にされ、例外の規定がない会議
- イ 非公開又は当日決定以外の会議

(2) 非公開の会議

- ア 争訟の裁定、調停等に係る会議（条例等に公開の規定がある場合を除く。）
- イ 条例等で非公開にされ、例外の規定がない会議
- ウ 条例等で公開にされているが例外の規定があり審議会等又はその代表者が非公開と決定した会議
- エ 条例等で公開、非公開の規定がなく審議会等又はその代表者が非公開と決定した会議
- オ つくば市情報公開条例第9条の規定により非公開にできる事項に関する会議

(3) 当日決定の会議

- ア 条例等で公開にされているが例外の規定があり審議会等又はその代表者が会議に諮って決定するとした会議
- イ 条例等で公開、非公開の規定がなく審議会等又はその代表者が会議に諮って決定するとした会議
- ウ つくば市情報公開条例第9条の規定により非公開にできる事項に関する会議で審議会等又はその代表者が会議に諮って決定するとした会議

■つくば市情報公開条例(平成 10 年 9 月 28 日)

(目的)

第1条 この条例は、民主主義の理念にのっとり、知る権利の保障としての情報公開請求等に関し必要な事項を定め、もって行政の説明責任を明確にし、行政運営の透明性の向上を図るとともに、市民による市政への理解と信頼の充実に資することを目的とする。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的が実現するよう情報公開及び情報提供に努めるとともに個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、市民の利便のより一層の向上を図り、もってこの条例の目的を効果的に達成するため、つくば市が設置又は出資をする公社、社団法人、財団法人、株式会社その他の法人、つくば市が財政的援助をする公共的団体等その他実施機関と一体となって市政の一翼を担うものについて、市政に関する情報の収集及び整備並びにその情報公開及び情報提供の推進に関し、あらゆる努力を最大限行わなければならない。

(情報の非公開)

第9条 実施機関は、次のいずれかに該当する情報については、情報公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業を営む個人の当該事業に関する情報
 - イ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報
 - ウ 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要なもの
- (2) 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該法人等又は当該個人にとって明らかに不利益を与えるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため公開することが必要な情報
 - イ 法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが公益上必要な情報

- (3) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずる情報
 - (4) 国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの
 - (5) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより当該審議、検討、調査研究等に著しく支障が生ずるもの
 - (6) 実施機関又は国等が行う監査、検査、契約、交渉、争訟、試験、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該事務事業の目的が阻害されるもの
 - イ 特定のものに明らかに利益又は不利益を与え、公平を害するもの
 - ウ 関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれるもの
 - エ 当該事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるもの
 - (7) 法令等の定めるところにより公開することができない情報
- 2 実施機関は、請求に係る情報に前項各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)と非公開情報以外の情報が混在する状態で記録されている場合は、これを可能な限り区分し、非公開情報の記録されている部分を除いて公開するものとする。
- 3 実施機関は、非公開情報に該当するものであっても期間の経過により公開をしない理由がなくなったときは、公開しなければならない。